

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



日常生活中やスポーツ中のケガに  
しっかり備えたい方に。

傷害補償特約セット パーソナル生活補償保険

令和5年1月以降保険始期用



まだ誰も知らない安心を、ともに。



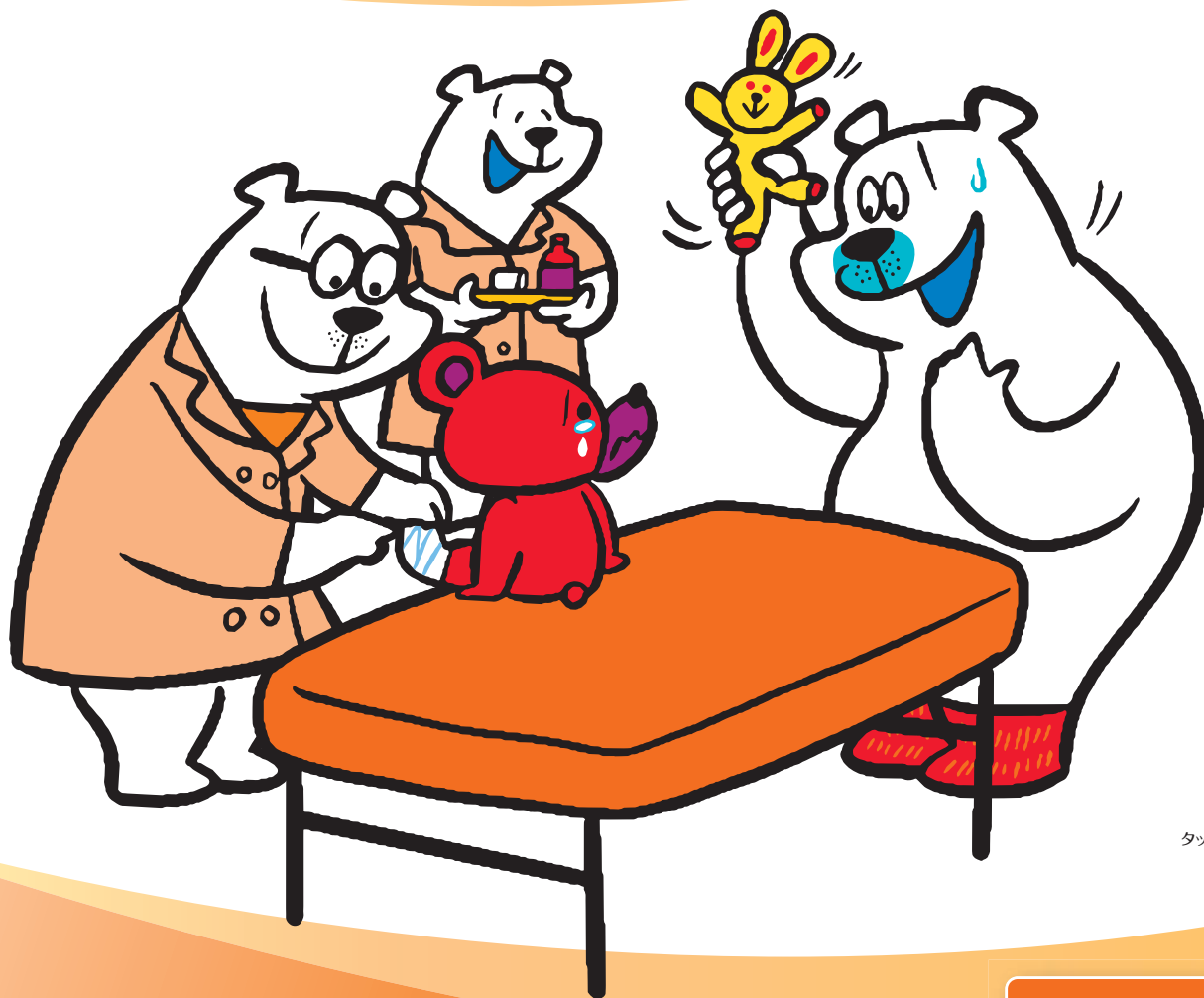
MS&ADインシュアランスグループは、  
サッカー日本代表を応援しています。



# ケガの保険



「タフ・ケガの保険」は  
ベルマーク協賛商品です。



タフイー&ハッピー

## 「タフ・ケガの保険」の3つのコンセプト



お客さまへの対応を迅速に行います。



高品質な商品・サービスで  
お客さまをしっかりお守りします。



環境に配慮した活動や社会貢献に  
お客さまとともに取り組みます。

防災に関するお役立ち情報  
を提供するWebコンテンツを  
ご用意しております。

アクセスは  
こちらから!



防災

データで見る

# 日常生活で発生する、ケガに関する事故。

傷害保険を検討されている方に  
日常生活で発生する、ケガ<sup>1</sup>に関する  
事故のデータをご紹介します。



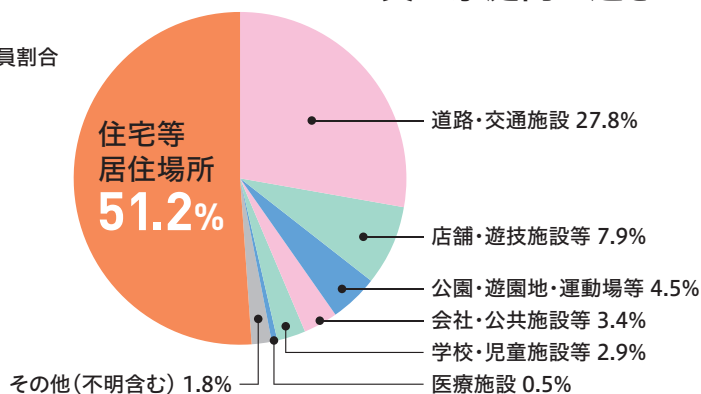
詳しい内容を  
動画でチェック!



## 日常生活でのケガ

約半数以上が、  
実は家庭内で起きている!

発生場所別  
救急搬送人員割合



東京消防庁「救急搬送データからみる日常生活事故の実態 平成30年」より当社作成

家庭内でのケガが多いですが、日常生活ではあらゆる場面でケガをしてしまうリスクが潜んでいます。

アドバイス

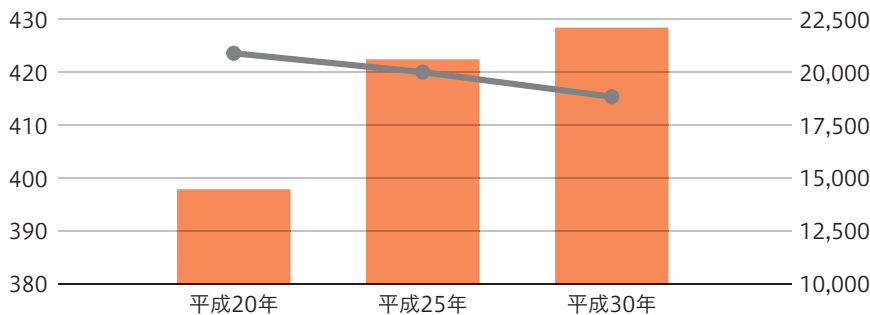
24時間日常生活中でのケガを補償する「普通傷害」をおすすめします。

04ページ

## 子どものケガ

18才未満の子どもの  
救急搬送される割合は増加!

18才未満の救急搬送人員数と総人口(単位:千人)



■ 18才未満の救急搬送人員数  
● 18才未満の総人口

総務省消防庁「令和元年版 救急救助の現況」および  
総務省統計局「各年10月1日現在人口」より当社作成

平成30年では、18才未満の子どもの総人口に対して救急搬送される割合は、平成20年と比べて約1.2倍も増えています。

アドバイス

ご家族も補償の対象となる「家族型」をおすすめします。

04ページ

## 交通事故の発生件数

交通事故は、なんと  
1日に約1,044件  
発生しています



警察庁「令和元年中の交通事故の発生状況」より  
当社作成

交通事故は他人事ではありません！  
日常生活中でいつ  
被害者になるかわからない  
状況とも言えます。

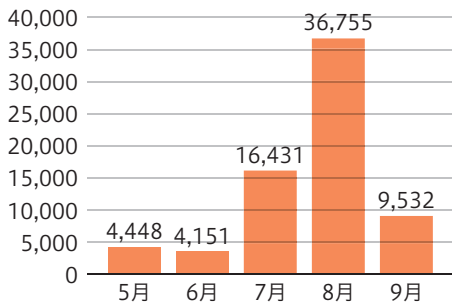
アドバイス

「交通事故のみ」を補償  
対象とすることもでき  
ます。

04ページ

## 熱中症の発生件数

熱中症による救急搬送人員の月別推移(単位:人)  
(令和元年5月から9月)



総務省 消防庁HP「令和元年(5月から9月)の熱中症  
による救急搬送状況」より当社作成

地球温暖化の影響等により  
近年患者数が増加して  
います。

アドバイス

熱中症にかかった際の  
通院費用等を補償する  
特約をご用意しています。

05ページ

## 高額な賠償命令

事故概要

男子小学生(11才)が夜間、  
自転車で走行中に歩行中  
の女性(62才)と正面衝突。  
女性は頭蓋骨骨折等の傷  
害を負い、意識が戻らない  
状態となった。

判決  
認容額

9,521万円

一般社団法人 日本損害保険協会HP  
「自転車での加害事故例」より当社作成

近年社会問題化している自  
転車事故による高額賠償の  
ケース。小学生が起こした事  
故で賠償金が約1億円となる  
判決の事例もあります。

アドバイス

あなたやご家族が加害  
者になってしまったら？  
そんなケースをカバー  
する特約をご用意して  
います。

05ページ

## 目的別もくじ タフ・ ケガの保険

### 補償範囲

について

知りたい方はコチラ

04ページ

### 補償内容・ 保険料例等

について

知りたい方はコチラ

05ページ

### サービス等

について

知りたい方はコチラ

09ページ

### 保険金

について

知りたい方はコチラ

11ページ

ご契約される前に

必ず  
お読みください

17ページ

STEP

1

補償範囲について

STEP

2

補償内容・保険料例等

STEP

3

サービス等

STEP

4

お支払いする保険金  
および費用(保険金の)  
ご説明

STEP

5

契約概要のご説明

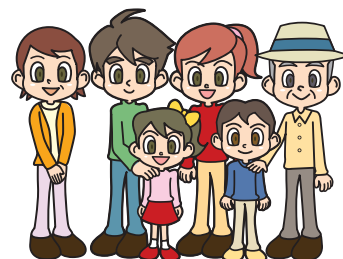
お客さまに合わせた設計が可能



## 3つのポイント

### 選べる補償範囲

お客さまの家族構成に合わせて被保険者の範囲をご本人さまのみからご家族全員まで選べます。また、交通事故に限った補償が選択可能等、補償の範囲も選べます。



04ページ

### 必要な補償を組み合わせ可能

基本となる補償に加え、熱中症による身体の障害を補償する特約や、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償する特約等、さまざまなオプション特約からライフスタイルに合わせて必要な補償を組み合わせることができます。



05ページ

### 日常生活のお困りごとをサポート

保険契約者<sup>(注1)</sup>向けサービスとして「生活安心サポート」をご用意。健康・医療のご相談や、日常生活のトラブル(法律)・税務のご相談に看護師、薬剤師等の専門スタッフや弁護士、税理士が電話でアドバイス<sup>(注2)</sup>します。

(注1)保険契約者と被保険者が異なる場合は、サービスを受けられる方は被保険者です。  
(注2)一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。



弁護士  
税理士

生活安心  
サポート

看護師  
薬剤師

09ページ

# 選べる補償範囲

被保険者(補償の対象となる方)の範囲や、補償対象となる範囲を選択することができ、お客さまのライフスタイルに合わせた設計が可能です。

## 補償対象者が選べる

基本となる補償の被保険者の範囲をお選びください。なお、被保険者本人としてご加入できる方は、**始期日時点における年齢が満69才以下の方**となります。

本人型	夫婦型	家族型 <sup>(注3)</sup>	配偶者対象外型 <sup>(注3)</sup>
 本人 <sup>(注1)</sup>	 本人 <sup>(注1)</sup> 配偶者 <sup>(注2)</sup>	 本人 <sup>(注1)</sup> 配偶者 <sup>(注2)</sup> 同居の親族 <sup>(注4)</sup> 別居の未婚 <sup>(注5)</sup> の子	 本人 <sup>(注1)</sup> 同居の親族 <sup>(注4)</sup> 別居の未婚 <sup>(注5)</sup> の子

※1 家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。 ※2 オプション特約の一部では、被保険者の範囲が別に定められている特約があります。  
(注1) 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。  
(注2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。  
(注3) 家族型では、「本人またはその配偶者<sup>(注2)</sup>の同居の親族<sup>(注4)</sup>」または「本人またはその配偶者<sup>(注2)</sup>の別居の未婚<sup>(注5)</sup>の子」をいいます。配偶者対象外型では、「本人の同居の親族<sup>(注4)</sup>」または「本人の別居の未婚<sup>(注5)</sup>の子」をいいます。  
(注4) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。  
(注5) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

## 補償範囲が選べる

次のいずれかから  
**基本となる補償(傷害事故)**  
の範囲をお選びください。

事故の種類

交通事故



交通乗用具<sup>(注3)</sup>の火災



改札口を有する  
乗降場構内の事故



上記以外の事故



日常生活を補償  
(普通傷害)

国内外<sup>(注1)</sup>で起きた日常生活中  
(スポーツ中、旅行中等)や就業中  
の事故によるケガを補償します。

交通事故のみを補償<sup>(注2)</sup>  
(交通傷害)

国内外<sup>(注1)</sup>で起きた交通事故や  
交通乗用具<sup>(注3)</sup>の火災等による  
ケガを補償します。



(注1) オプション特約の「弁護士費用特約」は、日本国内の事故が対象となります。(注2) 「交通事故危険のみ補償特約」をセットします。  
(注3) 交通乗用具とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。



用語の  
ご説明

### 1 ケガ

「急激かつ偶然な外来の事故」によるものをいいます。

急激…原因となった「事故」から結果としての「ケガ」までの過程が直接的で、時間的間隔のないこと等  
偶然…「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果ともに偶然であるか」のいずれかであること  
外来…「ケガ」の原因が被保険者の身体の外からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと

例: 料理中のやけど、交通事故による打撲、スポーツによる骨折 等 ※ 靴ずれ、しもやけ、腱鞘炎等は補償対象外となります。



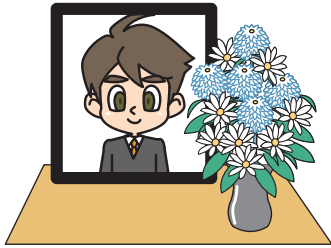
# 組み合わせ可能な補償

## 基本となる補償

### ☑ 傷害死亡・後遺障害保険金

事故によるケガのためお亡くなりになった場合や約款所定の後遺障害を被った場合に補償します。

※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合および約款所定の後遺障害が発生した場合が対象となります。



### ☑ 傷害入院保険金

事故によるケガの治療のために入院した場合に補償します(日帰り入院から補償します)。

※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、支払限度日数は1事故につき180日となります。



## + オプション特約

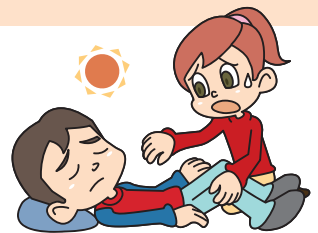
P13 **補償重複** マークがある特約をセットされる場合のご注意 もご確認ください。

### ☑ 熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)

急激かつ外来による日射または熱射により身体の障害を被った場合に傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金をお支払いします。

※1 傷害死亡保険金はお支払いの対象となりません。

※2 交通傷害のみ補償(交通事故危険のみ補償特約セット)の場合はセットできません。



### ☑ 日常生活賠償特約 **補償重複**

\*示談交渉サービス

日本国内外において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、または日本国内において偶然な事故により、電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(免責金額:0円)

※1 事故状況等により、損害賠償責任が発生しない場合等、保険金のお支払対象とならない場合がありますのでご注意ください。

※2 電車等の詳細はP13または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。



### ☑ 受託物賠償責任補償特約 **補償重複**

他人から預かったものや借りたもの(受託物<sup>2</sup>)の損壊・紛失・盗難により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(免責金額:5,000円)

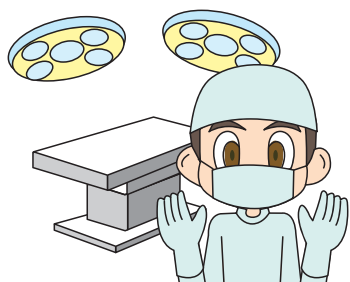


日常生活に潜むリスクに対応する補償を、  
選択して設計することが可能です。

### ✓ 傷害手術保険金

事故によるケガの治療のために約款所定の手術を受けた場合に補償します(入院を伴わない手術も補償します)。

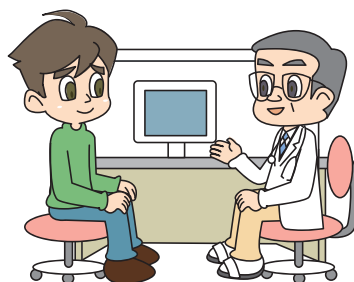
※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術を受けた場合が対象となります。



### ✓ 傷害通院保険金

事故によるケガの治療のために約款所定の通院をした場合に補償します(入院の有無にかかわらず補償します)。

※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、支払限度日数は1事故につき保険証券記載の日数となります。



オンライン  
診療にも  
対応して  
います!

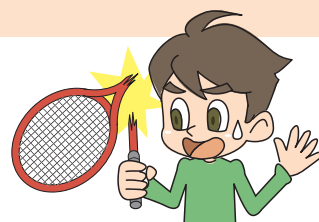
### ✓ 携行品損害補償特約(1事故限度額型)

補償重複

外出時に携行しているご自身の身の回り品<sup>3</sup>を偶然な事故で壊してしまった場合等の損害を補償します。(免責金額:3,000円)

※1 携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、漁具等の保険の対象に含まれない物があります。  
詳細はP14または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

※2 新価保険特約(携行品損害補償特約用)が自動セットされます。



### ✓ 弁護士費用特約

補償重複

#### 弁護士費用等保険金

日本国内の事故で、ケガをしたり自宅や家財に損壊を受けたりして、弁護士等に損害賠償請求を委任した場合の費用を補償します。

#### 法律相談費用保険金

日本国内の事故で、ケガをしたり自宅や家財に損壊を受けたりして、弁護士等に法律相談を行った場合の費用を補償します。



### 2 受託物

被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P14記載の(補償対象外となる受託物)に該当するものを含みません。

### 3 身の回り品

被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、P14記載の(補償対象外となる主な携行品)に該当するものを含みません。

# 保険料例

ご契約  
条件




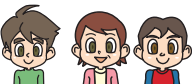
保険期間：1年間

傷害入院保険金支払対象期間/支払限度日数：180日

傷害通院保険金支払対象期間/支払限度日数：180日/30日

熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)セット(普通傷害のみ)

※「傷害死亡・後遺障害保険金額」「傷害入院保険金日額」「傷害通院保険金日額」「携行品損害保険金額」は本人・配偶者・親族とも同一保険金額

		普通傷害	交通傷害	
(補償項目) 保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円		
	傷害入院保険金日額	5,000円		
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍		
	傷害通院保険金日額	3,000円		
保険料 対象となる型	本人型 	月払	2,070円	770円
		一時払	23,640円	8,750円
	夫婦型 (本人+配偶者) 	月払	3,490円	1,110円
		一時払	39,870円	12,760円
	家族型 (本人+配偶者+親族) 	月払	7,480円	1,630円
		一時払	85,440円	18,740円
	配偶者対象外型 (本人+親族) 	月払	6,060円	1,290円
		一時払	69,210円	14,730円

## ＋オプション特約保険料

特約名	免責金額	保険金額	保険料		
			対象となる型	月払	一時払
日常生活賠償特約	0円	3億円	—	+ 170円	+ 1,930円
携行品損害補償特約 (1事故限度額型)	3,000円	30万円	本人型	+ 230円	+ 2,600円
			夫婦型	+ 270円	+ 3,120円
			家族型	+ 350円	+ 4,000円
			配偶者対象外型	+ 300円	+ 3,480円
受託物賠償責任補償特約	5,000円	30万円	—	+ 60円	+ 690円
弁護士費用特約	弁護士費用等		—	+ 230円	+ 2,590円
	法律相談費用		10万円		

※ 日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約、弁護士費用特約の被保険者の範囲はP17 ①②被保険者の範囲をご確認ください。

## 事故例と保険金お支払例(上記「普通傷害」をご契約の場合)

自転車搭乗中に交差点を右方から直進してきた自動車と接触し転倒。腰部を打撲し、10日間通院した。

傷害通院  
保険金日額  
3,000円

× 10日

= 支払保険金  
30,000円



公園で遊んでいる際に、熱中症にかかり救急搬送。3日間入院した。

傷害入院  
保険金日額  
5,000円

× 3日

= 支払保険金  
15,000円



スポーツ中に転倒。その際に地面に手をついたところ左腕を骨折(注)してしまい、日帰り手術(通院1日)を受け、その後27日間ギプスで固定し、2日間通院した。

(注)お支払いする傷害通院保険金の詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

傷害入院  
保険金日額  
5,000円

× 5倍

= 支払保険金  
25,000円

傷害通院  
保険金日額  
3,000円

× 30日

= 支払保険金  
90,000円

+

合計支払保険金

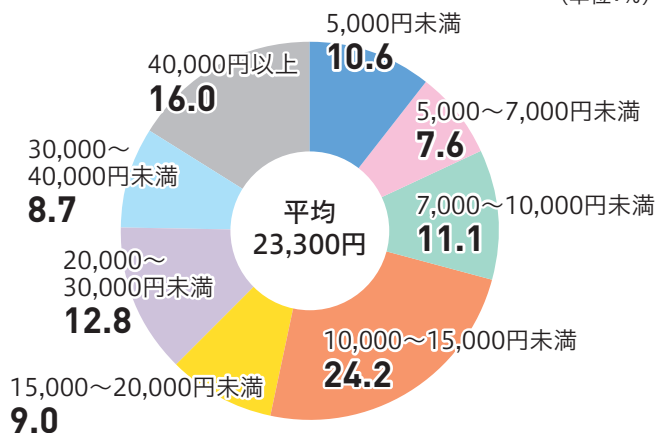
115,000円



# 入院時の自己負担額と日数

## 1日あたりの平均自己負担額

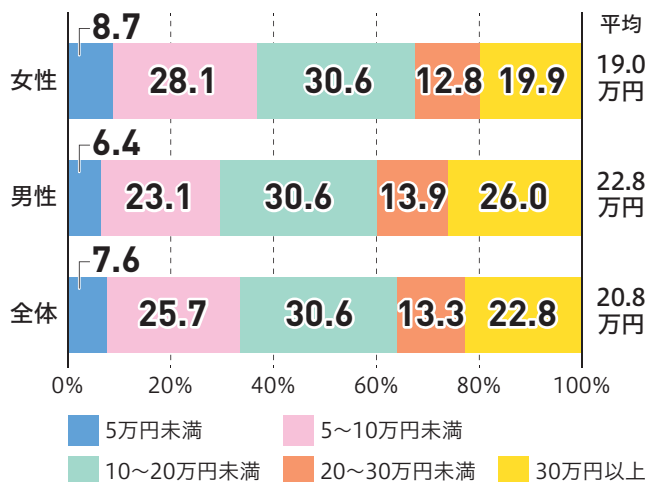
(単位:%)



※ 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含まれます)や衣類、日用品費などを含みます。

## 1回あたりの平均自己負担額

(単位:%)



※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とならない場合があります。

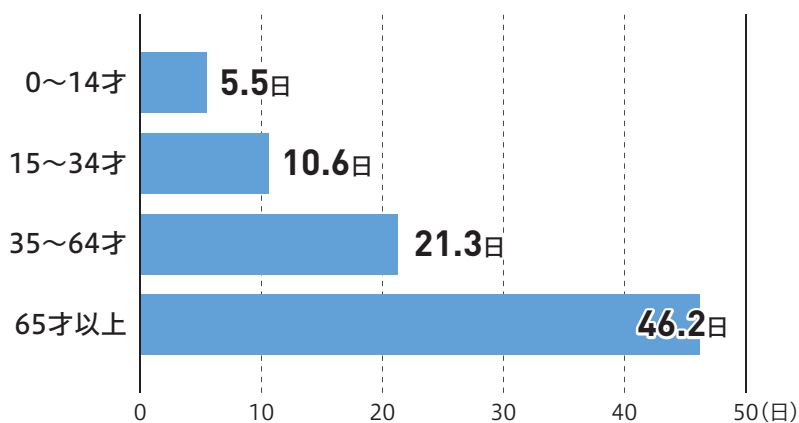
出典:公益財団法人生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」より当社作成

- 1日あたりの平均自己負担額は **23,300円**
- 1回あたりの平均自己負担額は **208,000円**

### 〈入院時にかかる主な費用〉



## (年令別)骨折による平均入院日数



出典:厚生労働省「令和2年 患者調査」より当社作成

入院時の自己負担や長期化に備えることができるようにしましょう。



# サービス／その他

## 生活安心サポート

### 健康・医療ご相談

●24時間 365日

ケガや日常生活の体調不良等を相談したい方に

#### 健康・医療のご相談

ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。

※1 緊急の場合や診断・治療に関する事等、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。  
 ※2 お薬に関するご相談のご利用時間は、平日9～17時(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)となります。



病院等をお探しの方に

#### 病院情報のご提供

いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関等全国各地の病院等の情報をご提供します。

※ このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。



夜間休日に医療機関をお探しの方に

#### 夜間休日医療機関情報のご提供

夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。

※ このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。



### ホームヘルパーサポート

●平日9～17時(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)

ホームヘルパーをお探しの方に

#### ホームヘルパー業者のご紹介

家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。

※1 ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。  
 ※2 一部離島や年末年始等、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。



### 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

●平日13～17時(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)

日常生活のトラブル(法律)等を相談したい方に

#### 法律のご相談

日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

※1 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。  
 ※2 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。



日常生活の税務等を相談したい方に

#### 税務のご相談

日常生活における税務のご相談に税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

※ 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。



- サービスをご利用いただける方は保険契約者となります。保険契約者と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は被保険者となります。
  - 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用いただけない場合があります。
  - サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
  - サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
  - サービスは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。
- 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「生活安心サポートサービスガイド」でご確認ください(ペーパーレス保険証券を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認をお願いします)。

## 環境配慮と社会貢献への取組み

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。



タフ・ケガの保険なら **20点!** + Web約款選択でプラス **10点**

ペーパーレス保険証券・Web約款をおすすめしています! 下記注意事項もご確認ください



お客さまのパソコンやスマートフォン等から「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。

お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。



ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

- 「ペーパーレス保険証券」はeco保険証券のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、eco保険証券となります。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
- ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
- ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。
- ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

## 保険料の払込方法は 簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約の保険料は、次のとおりの払込方法により、キャッシュレスで払い込むことができます。ご契約時に現金を用意いただく必要はありません。詳細はP18 [契約概要のご説明](#) ③ 保険料の決定の仕組みと払込方法 等 ② 保険料の払込方法をご参照ください。

主なキャッシュレスの払込方法	概要
口座振替	ご契約の保険料を払い込む場合に、指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払(売上票方式)	ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社の指定するクレジットカードによって払い込む方法です。
払込票払	ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社所定の払込取扱票によって保険料スマホ決済サービス、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)またはペイジーで払い込む方法です。

# お支払いする保険金 および費用保険金のご説明①

## 1 傷害補償特約の補償内容

被保険者が被った「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(「ケガ<sup>(\*)</sup>」といいます)」に対して次の保険金をお支払いします。

(\*)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>※1 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ※2 既にお支払いした傷害後遺障害保険金額がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</li> <li>③ 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故</li> <li>④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</li> <li>⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</li> <li>⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動<sup>(注5)</sup></li> <li>⑦ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波</li> <li>⑧ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性</li> </ol> <p>(2) 次のいずれかの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原因がいかなくとも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの<sup>(注6)</sup></li> <li>② 入浴中の溺水<sup>(注7)</sup>。ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。</li> <li>③ 原因がいかなくとも、誤嚥<sup>(注8)</sup>によって発生した肺炎</li> </ol> <p>※細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。</p>
傷害後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 ※2 保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>(3) 次のいずれかによって発生したケガ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます。職業以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</li> <li>② 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</li> <li>③ 乗用具<sup>(注9)</sup>を用いて競技等<sup>(注10)</sup>をしている間の事故</li> </ol> <p>(4) 「交通事故危険のみ補償特約」をセットした契約の場合、上記(1)(2)のほか次のいずれかによるケガ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が次のいずれかに該当する間 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 交通乗用具を用いて競技等<sup>(注10)</sup>をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、軌道を有しない陸上の乗用具<sup>(注9)</sup>を用いて道路上で競技等<sup>(注10)</sup>をしている間については、保険金をお支払いします。</li> <li>イ. 交通乗用具を用いて競技等<sup>(注10)</sup>を行うことを目的とする場所において、競技等<sup>(注10)</sup>に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等<sup>(注10)</sup>に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具<sup>(注9)</sup>を使用している間については、保険金をお支払いします。</li> <li>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具<sup>(注9)</sup>を用いて競技等<sup>(注10)</sup>をしている間または競技等<sup>(注10)</sup>に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具<sup>(注9)</sup>を使用している間</li> </ol> </li> <li>② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間</li> </ol>
傷害入院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	<p>傷害入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。</p>	
傷害手術保険金	<p>保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術<sup>(*)</sup>を受けた場合</p> <p>(*)手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・創傷処理</li> <li>・皮膚切開術</li> <li>・デブリードマン</li> <li>・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</li> <li>・抜歯手術</li> <li>・歯科診療固有の診療行為</li> </ul> </li> <li>② 先進医療<sup>(注1)</sup>に該当する診療行為<sup>(注2)</sup></li> </ol>	<p>① 入院中<sup>(注3)</sup>に受けた手術</p> <p>傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>※1 1回の手術について、上記の算式によって算出した額をお支払いします。 ※2 次に該当する場合のお支払方法は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 同一の日に複数回の手術を受けた場合、傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。</li> <li>② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</li> <li>③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</li> <li>④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合、その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</li> </ol>	



主な特約を記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。また、傷害死亡保険金は死亡した被保険者の傷害死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

※1 既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

※2 「保険金をお支払いする場合」において、「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

※3 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

※4 傷害事故の範囲および被保険者の範囲については、P17 **1** 商品の仕組み および **2** 被保険者の範囲をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合			
傷害通院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(注4)した場合	<table border="1"> <tr> <td>傷害通院保険金日額</td> <td>×</td> <td>通院日数</td> </tr> </table> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数を限度とします。</p> <p>※2 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	傷害通院保険金日額	×	通院日数	<p>③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注11)以外の航空機(注11)を被保険者が操縦している間またはその航空機(注11)に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間</p> <p>④ 被保険者がグライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンのいずれかに搭乗している間</p> <p>⑤ 被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害 ア.交通乗用具への荷物等(注12)の積込み作業、交通乗用具からの荷物等(注12)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注12)の整理作業 イ.交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業等</p>
傷害通院保険金日額	×	通院日数				

(注1) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります)。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

(注2) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。

(注3) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。

(注4) 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。また、柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。

(注5) テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

(注6) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注7) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注8) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

(注9) 乗用具とは、自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービル等をいいます。

(注10) 競技等とは、競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行等の競技等に準ずるものを含みます。ただし、交通事故危険のみ補償特約をセットした場合は訓練を含みます。

(注11) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機は、定期便であると不定期便であると問いません。

(注12) 荷物等とは、荷物、貨物等をいいます。

## 2 傷害補償特約の補償条件に関する特約

傷害補償特約の補償条件を拡大する特約は、下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。ただし、傷害死亡保険金はお支払いの対象となりません。



# お支払いする保険金 および費用保険金のご説明②

## 3 その他の費用等に関するオプション補償(特約)の補償内容

**補償重複** マークがある特約をセットされる場合のご注意

**補償重複** マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(タフ・ケガの保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

特約名 (保険金の種類)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 (日常生活賠償保険金) <b>補償重複</b>	<p>① 保険期間中の次のア.またはイ.の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>② 日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>ア. 被保険者本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*1) 電車等とは、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(*2) 運行不能とは、正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*3) 別荘等一時的に居住する住宅、敷地内の動産および不動産を含みます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>+</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> <p>−</p> <p>被保険者が損害賠償請求者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>−</p> <p>免責金額(注1)(0円)</p> <p>※1 事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>※2 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。</p> <p>※3 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※4 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求者が同意しない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害</p> <p>① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2)</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害</p> <p>① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と同居する親族(注3)に対する損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者の使用人(家事使用人を含みません)が被保険者の業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき、正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(注4)</p> <p>⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>等</p>

特約名 (保険金の種類)	保険金を お支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<b>携行品損害 補償特約</b> (1 事故 限度額型) (携行品損害 保険金) 補償重複 自動セット 新価保険 特約 (携行品損害 補償特約用)	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災等)により、携行品(*)に損害が発生した場合 (*)携行品とは、被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者所有の身の回りの品をいいます。ただし、約款所定の「保険の対象に含まれないもの」を除きます。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>損害の額</b> <math>\ominus</math> <b>免責金額</b>(注1) (1事故につき3,000円)           </div> ※1 1事故につき、携行品損害保険金額が限度となります。 ※2 損害の額は、再調達価額(注5)によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修理できる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修理費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修理費が再調達価額(注5)を超えるときは、再調達価額(注5)を損害の額とします。 ※3 損害の額は、1個、1組または1対あたり10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 ※4 携行品が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。	次のいずれかによって発生した損害 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者と同居する親族(注3)の故意 ③自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中の事故 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ⑤地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑥差押え・没収・破壊等の公権力の行使 ⑦携行品の欠陥 ⑧携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑨携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ等外観上の損傷または携行品の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑩偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)。ただし、これらの事由により発生した火災による損害を含みません。 ⑪携行品である液体の流出。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑫携行品の置き忘れ・紛失等 等
	〈補償対象外となる主な携行品〉 ①船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機およびこれらの付属品 ②自動車(自動二輪車を含みます)およびその付属品(自動車用電子式航法装置、ETC車載器を含みます) ③原動機付自転車およびその付属品 ④自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑤無人機、ラジコン模型およびこれらの付属品 ⑥パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ⑦携帯電話、スマートフォン、ポータブルナビ等の携帯型通信機器およびこれらの付属品 ⑧眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物 ⑨動物および植物等の生物 ⑩株券、手形その他の有価証券(乗車券、定期券、通貨および小切手を含みません)、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネーその他これらに類する物 ⑪運転免許証、パスポート、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勳章、さ章、免許状その他これらに類する物(印章については補償対象となります) ⑫漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます) ⑬プログラム、データその他これらに類する物であって市販されていないもの 等		
<b>受託物 賠償責任 補償特約</b> (受託物賠償 責任保険金) 補償重複	保険期間中に、受託物を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊(*)・紛失・盗難が生じ、その受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 (*)損壊とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(*)</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>免責金額</b>(注1) (1事故につき5,000円)           </div> (*)被害受託物の時価額が限度となります。 ※1 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 ※2 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 ※3 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※4 受託物が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。	(1) 次のいずれかによって発生した損害 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中の事故 ④被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ⑥地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑦差押え・没収・破壊等の公権力の行使 ⑧受託物に発生した自然発火または自然燃発 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的故障(故障等) ⑩自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑪風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族(注3)に対する損害賠償責任 ④被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑦受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます) ⑧受託物について、通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任 等
	〈補償対象外となる主な受託物〉 ①通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ②貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物 ③自動車(被牽引車を含みます)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機およびこれらの付属品 ④銃砲、刀剣その他これらに類する物 ⑤被保険者が山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑥動物、植物等の生物 ⑦建物(畳、浴槽、電気、冷暖房設備その他の付属設備を含みます) ⑧門、塀または物置等の付属建物 等		



# お支払いする保険金 および費用保険金のご説明③

特約名 (保険金の種類)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<b>弁護士費用特約</b> (弁護士費用等保険金) (法律相談費用保険金) <b>補償重複</b>	①日本国内における偶発な事故により保険期間中に被害(*1)を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担することによって損害を被った場合 ②日本国内における偶発な事故により保険期間中に被害(*1)を被った被保険者が、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって損害を被った場合(*2) (*1)被害とは、被保険者が被った身体の障害、または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊(*3)または盗取をいいます。身体の障害とは、生命または身体を害することをいいます。 (*2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (*3)損壊とは、滅失、破損または汚損をいいます。 ※〈法律相談費用保険金の対象外となる費用〉をご参照ください。	<b>【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】</b> 当社の同意を得て支出した、約款所定の弁護士費用等の額(*1) <b>【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】</b> 当社の同意を得て支出した、約款所定の法律相談費用の額(*2) (*1)1事故(*3)につき被保険者1名ごとに300万円が限度となります。 (*2)1事故(*3)につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (*3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 ※ 保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当した場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額」と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき	(1) 次のいずれかによって発生した被害 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者相互間の事故 ④ 自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中の事故 ⑤ 麻薬または大麻等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑧ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 ⑨ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑩ 診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑪ 住宅または日常生活用動産自体の欠陥。ただし、これにより被保険者が身体の障害を被った場合を除きます。 ⑫ 住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等もしくは詐取、紛失 ⑬ 被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ⑭ 被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取 ⑮ 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 (2) 被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を被保険者またはその法定相続人が負担することによって被る損害 等
	〈法律相談費用保険金の対象外となる費用〉 「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、被保険者またはその法定相続人が、次のいずれかの事由にかかわる法律相談を行うことによる損害 ① 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続 ② 売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用等 ③ 名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体障害を伴わない人格権侵害 ④ 日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由 ⑤ 損害保険契約、生命保険契約等		

(注1) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。  
 (注2) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。  
 (注3) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。  
 (注4) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカート等、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。  
 (注5) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

# 事故対応サービス

あいおいニッセイ同和損保の  
24時間365日事故対応サービス

**It's MORE**  
いつも安心。もっと安心。

なら、いつも安心。  
もっと安心。

事故の受付

保険金支払いの  
可否判断

一般的な事故相談・  
アドバイス

既に当社対応中  
事案の相談・対応

事故の受付から保険金支払いまでのフロー

土日や深夜の事故でも迅速・的確に事故対応が可能です！

既に当社対応中事案の相談

対応中の事故に関する相談にも迅速・的確にお応えします！

土曜の昼

子どもが熱中症になり、入院しました。  
これって補償の対象ですか？



お客様のセットされている特約によっては補償の対象となる可能性がございます。契約内容を確認させていただきます。

平日の夜

先日、自転車でぶつかってしまった方から  
ケガが完治したとの報告を受けました。  
今後どのように対応したらいいでしょうか？



それでは、お相手さまへ今後の説明をさせていただきます。

※契約内容や事故の状況により、保険金お支払い可否の判断等、事故対応サービスの内容は異なります。  
※お客さまや相手の方との面談による対応、保険金のお支払い手続き等は、平日の営業時間内での対応となります。

保険金請求書類のご提出

▶ 保険金お支払内容の確定

▶ 保険金のお支払い

## 事故が起こった場合は

30日以内にご契約の代理店・扱者または以下のいずれかの方法で当社にご連絡ください。

ホームページによるご報告 公式HPトップ > 事故のご連絡

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

電話によるご連絡

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

**0120-985-024** (無料)

- 受付時間[24時間365日]
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。

事故のご連絡



耳や言葉の不自由なお客さまも、Web機能や「手話・筆談通訳サービス」を使ってあんしんサポートセンターへご連絡いただけます。詳細は当社ホームページでご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客さまとオペレータが手話や筆談でやりとりし、それと同時に当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。

ご利用はこちら  
公式HP>お客さま窓口>事故のご連絡またはご契約に関するお問い合わせ>「手話・筆談通訳サービスの詳細およびご利用はこちら」



お客さま・事故のお相手



オペレータ



当社担当者

# 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

## 1 商品の仕組み

### ①商品の仕組み

- (1) タフ・ケガの保険は、保険期間中に被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。
- (2) タフ・ケガの保険の補償は、2つの基本となる補償（普通傷害または交通傷害）により構成されています。いずれかの補償をお選びください。

傷害事故の範囲	基本となる補償	基本となる補償の特約
普通傷害	急激かつ偶然な外来の事故によるケガの補償 (交通事故を含む日常生活におけるさまざまなケガ)	傷害補償特約
交通傷害	急激かつ偶然な外来の事故によるケガの補償 (交通事故によるケガ)	傷害補償特約 交通事故危険のみ補償特約

### ②被保険者の範囲

- (1) 被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時点における年齢が満69才以下の方となります。
- (2) 傷害事故の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の型をお選びください。なお、同居・別居の別や続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

型	被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者(注2)	同居の親族(注3)・別居の未婚(注4)の子
本人型	○	—	—
夫婦型	○	○	—
家族型(注5)	○	○	○
配偶者対象外型(注5)	○	—	○

- (3) 日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約、弁護士費用特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。

●本人 ●本人の配偶者(注2) ●本人またはその配偶者(注2)の同居の親族(注3)・別居の未婚(注4)の子

※1 日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約において、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族(注6)を被保険者とします。

※2 上記(3)以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

- (注1) 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。なお、被保険者欄に記載がない場合には、申込人（保険契約者）が被保険者本人となります。
- (注2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- (注3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注4) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。
- (注5) 家族型では、「本人またはその配偶者(注2)の同居の親族(注3)」または「本人またはその配偶者(注2)の別居の未婚(注4)の子」をいいます。配偶者対象外型では、「本人の同居の親族(注3)」または「本人の別居の未婚(注4)の子」をいいます。
- (注6) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

## 2 基本となる補償等

### (1)基本となる補償

「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」 1 傷害補償特約の補償内容をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。

### (2)保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。

●各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。  
なお、傷害死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円(注)が限度となります。

- ①被保険者が始期日時点で満15才未満の場合
- ②保険契約者と被保険者本人が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合

ただし、上記にかかわらず、配偶者・親族の傷害死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と合算して1,000万円(注)が限度となります。

(注) 特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。

●保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### (3)主な特約の概要

「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」 2 傷害補償特約の補償条件に関する特約および 3 その他の費用等に関するオプション補償(特約)の補償内容をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。

### (4)保険期間および補償の開始・終了時期

- ①保険期間：1年間
- ②補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ③補償の終了：満期日の午後4時



### 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### ① 保険料の決定の仕組み

- (1) 保険料は保険金額等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。  
 (2) この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。詳細は代理店・扱者または当社にお問合わせください。

#### ② 保険料の払込方法

- (1) 保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます(現金によりご契約と同時に全額を払い込むことも可能です)。ただし、代理店・扱者やご契約の内容によっては取扱いできない払込方法があります。  
 ※ 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

主な払込方法	分割払(月払) <sup>(注1)</sup>	一時払
口座振替	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○ <sup>(注2)</sup>	○
払込票払	×	○

[○:選択できます/×:選択できません]

(注1) 保険料割増が適用されます。

(注2) 契約締結時の初回保険料のみ選択できます。

- (2) 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

### 4 団体扱・集団扱のご契約について

お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、団体扱・集団扱で払い込むことができます。団体扱または集団扱で契約できるのは、保険契約者および被保険者が下表に該当する場合に限ります。詳細は代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険期間の途中で保険契約者が下表に該当しなくなった場合は、満期日までの残りの保険料を一括して払い込んでいただくことや、現在のご契約を解約して新たな契約をしていただくことがあります。

	団体扱	集団扱
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 集団の所属員(次のいずれかに該当する方) ① 集団に勤務する方(役員・従業員等) ② 集団を構成する個人・法人 ③ 上記②に勤務する方(役員・従業員等) ④ 上記②を構成する個人・法人 ⑤ 上記④に勤務する方(役員・従業員等) (2) 集団自身
被保険者	次のいずれかに該当する方 ① 保険契約者 ② 保険契約者の配偶者 ③ 「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族 ④ 「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族	次のいずれかに該当する方 (1) 保険契約者またはその構成員 (2) 上記(1)の配偶者 (3) 「上記(1)またはその配偶者」の同居の親族 (4) 「上記(1)またはその配偶者」の別居の扶養親族

### 5 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 6 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申し出ください。

- (1) ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。  
 (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

#### 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は 下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保  
 カスタマーセンター **0120-721-101**

●受付時間[平日 9:00~17:00] (無料)  
 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合は 30日以内にご契約の代理店・扱者  
 または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保  
 あんしんサポートセンター **0120-985-024**

●受付時間[24時間365日] (無料)  
 ●IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。  
 ●おかけ間違いにご注意ください。

#### 指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]  
 日本損害保険協会  
 そんぽADRセンター **0570-022-808**

●受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]  
 ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。  
 ●携帯電話からも利用できます。  
 ●電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。  
 ●おかけ間違いにご注意ください。  
 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

## 保険に関するお問い合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

保険に関するお問い合わせについては、右の二次元コードもしくは当社ホームページ (<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>) からご確認いただくか、下記までご連絡ください。

**0120-101-101** (無料)

アクセスはこちら



●お問い合わせの内容によっては、代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただきます場合があります。

### “TOUGH(タフ)”シリーズ商品ラインアップのご案内

3つのコンセプトでお客様に「タフな安心を」お届けします。



**タフ TOUGH**  
ケガの保険  
日常生活中やスポーツ中、旅行中等のさまざまな事故によるケガを補償します。

3つのコンセプトを実現する商品ラインアップでお客様をしっかりと守ります。

**タフな安心を、あなたに。**

**タフ TOUGH**  
クルマの保険  
充実した補償とサービスで、あなたのカーライフに安心をお届けします。

**タフ TOUGH**  
すまいの保険  
充実した補償とサービスで、あなたの建物・家財等をお守りします。

“TOUGH”シリーズ商品の詳細は当社ホームページからもご確認いただけます。▶▶▶

※ 代理店・扱者により、上記商品をお取扱していない場合がございます。

- このパンフレットは「タフ・ケガの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社にご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(団体扱・集団扱契約、保険料を口座振替で払い込むご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券(ペーパーレス保険証券を選択したお客様は、「ご契約内容 確認方法のご案内」(ID/パスワード)通知)ハガキ)が届かない場合は、当社にお問い合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「タフ・ケガの保険」は傷害補償特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入してください。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。
- このパンフレットに掲載の保険料は令和5年1月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となることがあります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>